

議案第35号

令和元年度基山町一般会計補正予算（第3号）

令和元年度基山町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275,397千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,576,523千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月3日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 町税		2,333,522	21,448	2,354,970
	1 町民税	1,015,826	7,757	1,023,583
	2 固定資産税	1,149,074	12,225	1,161,299
	3 軽自動車税	48,976	1,466	50,442
8 地方特例交付金		13,405	2,611	16,016
	1 地方特例交付金	13,405	2,611	16,016
9 地方交付税		769,688	293,478	1,063,166
	1 地方交付税	769,688	293,478	1,063,166
12 使用料及び手数料		122,544	599	123,143
	1 使用料	71,551	599	72,150
13 国庫支出金		974,951	4,265	979,216
	2 国庫補助金	438,603	4,265	442,868
14 県支出金		470,423	12,697	483,120
	2 県補助金	136,546	12,787	149,333
	3 委託金	47,599	△90	47,509
15 財産収入		3,821	16,146	19,967
	2 財産売却収入	24	16,146	16,170
17 繰入金		1,033,873	△295,026	738,847
	1 基金繰入金	1,033,873	△295,294	738,579
	2 特別会計繰入金	0	268	268
18 繰越金		15,000	136,637	151,637
	1 繰越金	15,000	136,637	151,637
19 諸収入		166,456	29,715	196,171
	1 延滞金、加算金及び過料	1,980	571	2,551
	4 受託事業収入	31,488	4,860	36,348
	5 雑入	108,321	24,284	132,605

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
20 町債		532,293	52,827	585,120
	1 町債	532,293	52,827	585,120
歳入	合計	7,301,126	275,397	7,576,523

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		105,587	△158	105,429
	1 議会費	105,587	△158	105,429
2 総務費		1,459,106	120,385	1,579,491
	1 総務管理費	1,244,466	121,645	1,366,111
	2 徴税費	116,396	825	117,221
	3 戸籍住民基本台帳費	59,684	△171	59,513
	4 選挙費	36,130	△1,694	34,436
	5 統計調査費	1,492	△220	1,272
3 民生費		2,321,360	21,980	2,343,340
	1 社会福祉費	1,304,899	2,580	1,307,479
	2 児童福祉費	1,016,159	19,400	1,035,559
4 衛生費		625,138	5,155	630,293
	1 保健衛生費	176,490	4,736	181,226
	2 清掃費	446,923	419	447,342
6 農林水産業費		92,058	4,646	96,704
	1 農業費	87,598	1,421	89,019
	2 林業費	4,460	3,225	7,685
7 商工費		102,044	4,435	106,479
	1 商工費	102,044	4,435	106,479
8 土木費		799,591	32,335	831,926
	1 土木管理費	22,585	346	22,931
	2 道路橋梁費	272,567	28,506	301,073
	3 都市計画費	240,908	3,483	244,391
	5 住宅費	117,670	0	117,670
9 消防費		256,454	0	256,454
	1 消防費	256,454	0	256,454

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農林施設災害復旧事業 (補助)	(千円) 1,100	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
公共土木施設等災害 復旧事業(単独)	(千円) 27,400	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政対策債	(千円) 218,493	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 242,820	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。